

環境保健部企画課特殊疾病対策室

水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の必要性・概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- ① 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ② 水俣病被害者等手当支給等事業
- ③ 健康管理事業

(2) 医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- ④ 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- ⑤ 環境と経済が一体となった新しい地域づくりを推進する事業 等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する 特別措置法に基づく取り組みについて

特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあたる限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

- 政府は、救済措置の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕
- 政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、
③紛争の解決、④新規認定等の終了

⇒ **救済を受けるべき方々を
あたる限りすべて救済**

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

5. その他の取組

- 地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

取り組みの概要

(14,232百万円)
平成26年度要求14,596百万円
支出予定先:地方公共団体
(補助率 8/10・1/2)

1. 水俣病被害者の救済のための措置

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

(補助率 8/10)

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施 (補助率 1/2)
- ②チッソ(株)に対する支援 など (補助率 4/5)

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。